

1 地球温暖化防止プロジェクト推進会議について

●地球温暖化防止プロジェクト推進会議 設置要綱 抜粋

(設置目的)

第1条 地球温暖化が生態系や人類の未来に関わる最も重要な環境問題であることに鑑み、県内における地球温暖化対策（気候変動適応を含む。以下同じ。）を県民、事業者、行政の役割分担のもと県民総ぐるみで推進するため、地球温暖化防止プロジェクト推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(事業)

第2条 推進会議は、次の事業を行う。

(1) 岡山県環境基本計画エコビジョン2040に定める地球温暖化対策の推進

(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく地方公共団体実行計画及び気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づく地域気候変動適応計画に定める地球温暖化対策の推進並びに同計画の見直しに関する意見具申

(3) その他前条の目的を達成するために必要な事業の提案、推進等

(進行管理)

第3条 推進会議は、必要に応じ、推進する地球温暖化対策の進捗状況の評価を行う。

<委員の皆様へ計画改定にあたりお願いしたい事項>

- 計画改定にあたり、設置要綱第2条（2）に基づき、各会議において、事務局からの説明事項について、各団体等の御立場から御意見を申し上げます。